

平成 28 年 2 月 8 日(月)

15 : 00 ~ 16 : 30 402 会議室

1. 会長あいさつ：省略

2. 副市長あいさつ：省略

3. 審議事項

(1) 平成 27 年度重点施策（14 項目）における総合評価、評価・意見について

会 長 事務局のほうで資料の確認はされますか。

事務局 はい、ではよろしいでしょうか。資料確認。(省略)

会 長 では、重点施策における総合評価の説明は。

事務局 はい、○委員と会長、副会長に事前に見ていただきました。赤いラインがないので、どこを修正したかを説明いたします。最初のところで、下三行の「評価・意見を参考に～一層推進されることを強く期待する。」を追加しております。2 ページの②の 2 番目の○で、「身近に、男性や女性が」とありますが、ここは「女性が」のみでした。「リーダーシップの経験を～必要である。」と「ある。」としています。「また、」を付け加えて、「特に年齢が上がるにつれて～必要である。」を付け加えました。基本目標Ⅲ①の 2 番目の○で、下から 2 行目「また、育児休業・休暇に対しての～頂きたい。」と付け加えております。①生活の自立～で、4 番目の○で、「定年退職以前に、行政の」としておりましたが、「地域社会活動や」を入れております。「②地域の住民としての～学習機会の提供」のところ、(特に小野、青柳校区等に～)を削除しております。「公民館の活性化や、～学習の機会を提供していただきたい。」を付け加えております。2 番目の○で、「成果報告が」の後に「男性の視点ではないことから」を付け加えております。4 ページ目の①最後から 2 行目「ライフプランについて」を付け加えております。②生きがいのある～で、2 番目の○で「介護支援ボランティア」としていましたが、「介護支援」を削除しております。4 番目の○で、「講座の幅を」を「コスモス市民講座の幅を」と付け加えております。2 行目で、「講師の募集」を「市民講師の募集」と付け加えております。以上修正部分をお伝えいたしました。

会 長 わかりにくい方もいらっしゃるかもしれませんが、前回みなさんで討議をしていただいた内容を反映して、今回の分が出ているので、2 つあるとわかりやすいかと思いますが、ご自分の意見を覚えていらっしゃる方は、反映が確認できたんじゃないかなと思います。ただ、わかりにくい方もいらっしゃるかもしれませんが、何かご質問はありますか。よろしいですかね。

(2) 第 2 次古賀市男女共同参画計画後期実施計画策定について

会 長 これは、前はなかった分ですよ。これについての説明をお願いします。

事務局 第 2 次古賀市男女共同参画計画が来年度で前期が終わりますので、来年度後期計画を皆さんと共に策定したいと思っております。事前ではございますが、4・5 月になってからでは、なかなかお伝えしにくいと思われましたので、この場を借りてある程度どういう風にしてい

くのかということをお伝えできればと思っています。では、資料の後期実施計画策定方針（案）をご覧ください。資料読み上げ。よろしくお願いいたします。

会 長 ちょっとわかりにくいところもあったかと思いますが、まず、この第2次後期実施計画ですね、前期が終わりつつあるので、策定の方向性を今、ご説明いただいたかと思いますが、今回説明がありましたように、法律が新しくできたりして、市町村の計画にも国の法律に則って、入れないといけないことも増えているということでの、ご説明があったかと思いますが、ご質問はいかがでしょうか。わかりにくかったところをもう一度説明して欲しいということでも結構だと思いますが。では、私のほうからお尋ねしたいことがあるんですけども、策定方針の第3段落の終わりには「配偶者からの～盛り込み策定を行った。」とありますが、後期計画もDV防止法に基づく市町村基本計画の性質はあるということですよ。

事務局 はい。

会 長 となると、次のページの「4. 計画の位置づけ」でここには、DV防止法の何条の何に基づく、というのは入れなくてよろしいんですか。

事務局 わかりました。

会 長 それと、最後にご説明いただいた「女性活躍推進法に伴う～導入予定項目」ですが、IIはわかりやすいんですが、IVの②ハラスメントのない職場環境の実現は女性活躍推進法のどの辺に書いてあるのかを入れていただきたいんですけども、計画の概要のところにあるのかなとは思うんですけども。

事務局 女性活躍推進法を持ってきますので、しばらくお待ちください。

会 長 他の方はいかがですか。

○委員 はい。導入予定項目としてあがっている内容というのは、これまでの計画にはこういった内容がなかったんでしたっけ。なんとなくこれまでもあったような気がしてしまったので。これは他のまちの計画かもしれないので。古賀市にはこういう内容が今まで入っていなかったんでしょうか。

会 長 いかがでしょうか。

事務局 一応、項目としては、入っていないということ。

○委員 どこかに入っていると解釈すればできるということですか。

事務局 女性ということに特化していない。うちの計画は「男女」となっておりまして、「女性の」ということでは入れていないんですね。県とか国は「女性が活躍するための」と入っているんですけども、女性の能力支援ということで、情報提供と就業意識の向上くらいで、基本方向で女性の活躍の推進と大きく謳っていないので、この機会にきちんと入れていきたいのと、来年度からですが、女性活躍推進法に伴い、女性活躍支援事業というものをきちんと入れていきたいなど。起業やキャリアアップを女性に対してしてきておりませんので、法律もできたということで、男女共同参画係としてもウエイトをきちんと付けていきたいなところから、きちんとどこかに埋没するのではなく、きちんと外に出せていければなと思っております。

会 長 よろしいですか。それでいくと、②ハラスメントのない職場環境の実現はIVに入ってくるんですよ。

事務局 そうですね。ここに入れてはどうか、と思っておりますが、内容によっては上に書いている5女性の職業生活における活躍を推進の(3)か、今のところわからないのですが、ハラスメ

ントということにおいては、うちの方が下のほうに作っておりますので、こちら辺に今のところは入るのかなと今回は入れておりますが、来年度から協議するときに、ここではなくて、こっちに入れた方がいいという協議はあるかと思っております。

会 長 来年度の協議ということですね。

事務局 はい。ここに決まったということではなくて、仮に入れさせていただいたということです。

会 長 来年度の協議でいいんですけれども、基本目標のⅣが女性への暴力根絶となっているので、男性が被害を受けるパワー・ハラスメントとかですね、男女共同参画の視点でいくと「弱音を吐くな」とか「金稼げ」とかですね、いろいろ言われる男性に対しての暴力被害が起きているので、そういったものを視野に入れていくと、基本目標で大きく「女性の暴力根絶」と置いていいのだろうかという問題もあると。来年のことと言えば、来年のことなんですけれども。男女共同参画の視点での暴力根絶とかですね、そういったことも考えていったときに、女性の活躍推進法と合わせてどういう形で組み込むかということも少し、一回考えた方がいいのかなと思いました。マタニティ・ハラスメントを国は上げていなかったですかね。他にご質問ありますか。事務局の方からの付け加えでもいいんですけれども。今日、いただいたから読み込むのに時間がかかるかとは思いますが。では、また私のほうからいいですか。計画策定の前のところの四角に「キャッチフレーズは今後検討・確認していく」とありますが、後期計画だけドキャッチフレーズは変えるんですかね。

事務局 それは皆さんのお考えで。私がなぜこれを出したかと言うと、これを後期でしない方がいいということであれば、それはそれでいいんですけれども、これをずっと啓発していく中で、市民に入ったり、地域に入ったりする中で、第2次男女共同参画計画とうっている横で「パートナーシップで築く男女共同参画のまち」なんです。そうすると男女共同参画って何。この計画はこういう意味ですよということならば、もう少し市民にわかりやすいのがどうかなと。例えば、福津とか宗像などの他の市町村は、「男性も女性もいきいき輝けるまち」とか「いきいきと過ごせる福津のまちづくり」とかですね。これだけでわかりやすいんですよ。このまちづくりは何だと言われれば、男女共同参画のまちづくりなんです。市民の方は「大体、男女共同参画って何」そこで、「男性も女性もそれぞれの能力を活かせるまちなんです」と言うんです。するとここで「男女共同参画のまち」というと、私は説明が難しいなというのがあるので、いろんな市町村のキャッチフレーズを見ていたら、非常にわかりやすいので、せつかくあと5年、同じように市民の皆さんに男女共同参画ってこんなことですよという時に、女性も男性も一緒になって、生きやすいまちとか、言う、それを男女共同参画というのか、と説明しやすくなったり、啓発しやすいなと言うのが、ここ2年くらいで感じたので、私としては、出させていただいて、このままでいいかどうかを審議いただきたいと思っております。私の思いをここに置かせてもらいました。これは1次からなので、15年使ってきているので、後期だからといっても、私は5年、5年の見直しだと思っていますので、大きく全部を変えるわけではないけれども、ある程度の市民にもっとわかりやすく、変えられるものがあれば、皆さんと一緒にわかりやすい、啓発しやすいものになればなど、書かせていただきました。

○委員 他市町村の事例があればですね。

事務局 わかりました。揃えさせていただきます。

会 長 基本的に10年の計画で、5年の見直しと言うのはあまり頭の部分というのは変えないですよ

ね。基本目標とか基本方向というのは。ただ、今回は法律も新たに変わったりということで、事業も新たに加わるとなると、基本目標にも少し影響してくる部分もあるし、確かに今、仰ったように、せっかくサブタイトル付けている割には、同じ内容というのはもったいないというのがありますので、他市町村の例を見ていただくというのはいい考えだと。

事務局 次回、準備します。

会 長 他にはいかがでしょうか。

事務局 先ほどの件ですが、女性活躍推進法のハラスメントの部分ですが、「職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備」の中に、①男性の意識と職場風土の改革②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備③ハラスメントのない職場の実現ということがありまして、うちは①②ともある程度ありましたので、ハラスメントのない職場の実現ということで、入れさせていただきます。ここには、マタハラと言う言葉は特にないようですけれども。ハラスメントのない職場の実現が今、会長が言っていた、「IV女性の暴力根絶」に入れるよりも「ワークライフバランス」に入れたほうがいいのかもしいかなというのがあるので、女性活躍推進法も用意させていただきます。

会 長 量が多いからですね、意見を出しにくいのはあるでしょうけれども。県も国も数値目標をあげていますけれども、古賀市としても数値目標をあげるということになるのでしょうか。

事務局 はい。子ども・子育て支援法にも国の第4次男女共同参画計画にも非常に、今回は指標、KPIが載っておりますので、ぜひ国・県とともに数値目標をきちんと入れていければなと思っております。A3の方にも成果指標ときちんといれてありますので。国の概要の①②③の②にも成果目標がありますので、古賀市も出しておけば、各課それに向かって。

会 長 全体の策定の流れと言うことでいうと、今回お示しいただいたのは計画の基本的な方向になってくるんだと思いますが、来年度からは、こういう事業案についての具体的な検討を行っていくということになるんですよね。一応、今日この計画の方向性というのは、ここで皆さんが承認するような形になるんですかね。

事務局 そういうわけではありません。皆さんに事前にこういうことを来年度からやっていくんだなということで、考えていただければありがたいなと思います。きちんとしたものは、諮問のときにまた、きちんとした方針案ということで、お願いしたいと思います。

会 長 来年度の最初の会議のときということですか。

事務局 そうですね。計画としては、来年は7回開催しまして、1回目は意識調査の結果と、表彰、一行詩の選定などがありますので、6月のときくらいに諮問ということに。

会 長 1回目は一行詩の評価ですね。2回目の6月くらいに諮問と。

事務局 そうですね。

会 長 その時に改めて今日のものをもう少し整理したもので出していただくということですね。

事務局 はい。

会 長 ただ、やはり量が多いので、皆様方、次回までにご理解をいただいた状況で来て頂きたいということですね。

○委員 全然わかっていなくて、着いていけないんですけれども。こんな質問をしていいかわからないんですけれども、「女性活躍推進法に伴う～導入予定項目」の「IIあらゆる分野における男女共同参画の実現」の「あらゆる分野」というのは。それから、次の「5女性の職業生活に

おける活躍を推進」というのは。

事務局 次のページの基本体系の裏にあります。「Ⅱあらゆる分野における男女共同参画の実現」の下にいろいろあって、その下の5番目に入れたらどうかと。ここには入れているんですけども、「あらゆる分野における男女共同参画の実現」というのは古賀市の基本目標のⅡなので、国ではないんですね。国がここに入れてなさいということではなくて、「5女性の職業生活における活躍を推進」と(1)と(2)は国の方から女性活躍推進法に伴って、これを推進していきなさいということなので、Ⅱとの関連がどうかというのは、今後これを来年度4月以降、諮問の後に協議していただければと。もし、ここでおかしいということであれば、例えば、「Ⅳ女性への暴力根絶」の下に、私は基本方向に入れたんですけども、もっと上の基本目標に入れるべきだとも考えられますので、「Ⅴ女性の職業生活における活躍を推進」の実現ということで大きく入れていくということも可能でございます。その整合性を今から考えていただければと。

会長 古賀市の基本計画の基本目標Ⅱの中の、基本方向5の中に女性の活躍推進法に関するものが入ってくるということですね。

事務局 と、今はしておりますが、もっと上に上げて。今、仰られたように、整合性がないということであれば、ガンと入れることもあるのかもしれませんが、他のところのほうが、整合性があるんじゃないかというところは、審議をしていただければと。これを読んでいただきながら、考えていただければと思います。女性活躍推進法を皆さんにお渡ししていなかったもので、こちらの方も内閣府と一緒に。たくさんになって大変だとは思いますが、読んでいただきながら。

○委員 この中に位置付けるということの、位置の確認ですね。

事務局 はい。大きな中のどこかに位置付けていくというのはあります。別に作るのではなくて、今回はその中に。ただ、どこに入れるかというのは、前に出すのか、どこかに下に置くのかを皆さんと、古賀市の推進委員と共に一番いい方法で。

会長 案の「4. 計画の位置づけ」で説明してあるように、法律で市町村計画を作りなさいとなっているので、改めて一本法律に基づいて計画を作るのは大変なので、その内容を男女共同参画計画の中に当てはめていくことによって、市町村の計画を作ったことにするということですかね。

事務局 はい。本来、別に計画を作ってくださいということですけども、それは大変なので、今、会長が言っていたように、男女共同参画計画を作っていれば、そこに置いていいですよということで、DV法もそうですけれども。

○委員 「6計画策定の過程」で、「市民等のヒアリング」というのが5月くらいで設定されているんですけども、これはどんな形でされるのでしょうか。

事務局 昨年、「輝け☆KOGA サミット」をしたんですけども、来年度も市民サミットをしたいと思っておりますので、その中で、調査をした後の話しなどをしますので、そこで何を望みますかということをお聞きしながら、市民との話し合いの機会を通じて、何か皆さんの意見を取り入れられれば、取り入れたいなと思っております。きちっとしたこうというのはまだ、ないんですけども。

会長 よろしいですか。サミットはどんな形で昨年行ったんですか。

事務局 昨年は、古賀市の審議会・委員会の方々宛に全部送付させていただいて、それから、市民周知をさせていただいて、その中から、来られる方に30名～40名来ていただいて、交流をしなが

ら古賀市について今後どのようにしていくかという。ちょっとワークショップというか、ワールドカフェ形式でしたので、28年度はもう少し、ワークショップ的な、もうちょっとしっかり話し合いたいという方がたくさんおられたので、男女共同参画もしっかり含めながらやっていきたいなと思っております。

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。宿題のような感じですね、今日は。他に何かご質問やご意見ございませんか。審議事項は今のよう形でもよろしいですかね。

4. その他

省略